

ナースステーションこまき 重要事項説明書

令和 6年 7月 1日 現在

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護・指定予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 ともいき会
主たる事務所の所在地	〒500-8865 岐阜市昭和町2丁目11番地
代表者（職名・氏名）	理事長 小牧 卓司
設立年月日	平成11年9月21日
電話番号	058-253-7717

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	ナースステーションこまき	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒500-8309 岐阜市都通4丁目7番地	
電話番号	058-213-7826	
指定年月日・事業所番号	平成 25年 2月 1日指定	2160190399
管理者の氏名	横幕 則子	
通常の事業の実施地域	岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町（その他応相談）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができる支援を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護及び介護予防訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション

- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（但し、年末年始を除きます）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 但し、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	人 員
管 理 者	職員管理業務等	1名（常勤兼務）
看 護 師	訪問看護	常勤4名 パート1名

7. 利用料金

（1）指定訪問看護サービスの利用料

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合、自己負担額は原則としてサービス利用料金の1割、2割又は3割（介護保険負担割合証に基づく）です。（1単位は10,42円です）
但し、介護保険給の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

所要時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
基本利用料金	471単位	823単位	1,128単位

※早朝（6～8時）と夜間（18時～22時）のサービスは上記の表の25%加算となります。

深夜（22時～6時）のサービスは上記の表の50%加算となります。

（注）准看護師がサービスを提供する場合、上記の表の10%減額となります。

その他の加算料金

項 目	料 金	内 容
退院時共同指導加算 （該当月）	600単位	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
初回加算 （初回のみ）	300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。（退院時共同指導加算と同時算定しない）

長時間訪問看護加算	300単位	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合
特別管理加算（Ⅰ） （1月につき）	500単位	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅱ） （1月につき）	250単位	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
緊急時訪問看護加算 （1月につき）	600単位	利用者又は家族に対して24時間連絡体制にあり、必要時、電話相談、緊急訪問を行う体制にある場合
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）1回につき サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）1回につき	6単位 3単位	事業所の体制要件を満たした場合加算
看護体制強化加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（1月につき）	（Ⅰ）550単位 （Ⅱ）200単位	緊急訪問加算、特別管理加算、ターミナルケア加算のいずれについても一定以上である事業所が医療ニーズの高い利用者へのサービスの提供体制を強化した場合
ターミナルケア加算 （死亡月）	2,000単位	死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

① 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日 又は申し出なく不在の場合	利用者負担額の50%の額

（3）その他の料金

死後の処置 5,000円

（4）料金の請求及び支払い方法

利用料・その他費用の請求方法	毎月15日前後に前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	金融口座自動引き落としとさせて頂いておりますので、手続きをお願い致します。毎月の利用料は翌月の23日にご指定の口座より引き落としさせて頂きます。（但し、23日金融機関がお休みの場合は翌営業日となります）

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者の故意過失がなかった場合はこの限りではありません。なお事業所は、損害賠償保険に加入しています。

10. 衛生管理等

- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

12. 高齢者虐待・身体拘束の防止について

ナースステーションこまきは、利用者の人権の擁護・虐待及び身体拘束の発生又は、その防止するために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束等の適正のための指針を整備します。
- ・虐待防止・身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知と、研修などの必要な措置を講じます。
- ・サービス提供中に、当該事業所の従業員又は擁護者（家族、親族、同居者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- ・事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束をする場合は、事前に利用者及び家族に十分な説明の上、同意を得るとともにその方法や時間など、その際の利用者の心身の状況ややむを得ない理由を明確に記録します。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

ナースステーションこまき	午前8時30分～午後5時30分（日曜日を除く）
	TEL 058-213-7826
	FAX 058-215-0118
	担当者 横幕 則子

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

岐阜市役所 介護保険課	午前8時45分～午後5時30分（土日祝を除く）
	TEL 058-265-4141
	FAX 058-267-6015
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	午前9時～午後5時（土日祝を除く）
	TEL 058-275-9826
	FAX 058-275-7635

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項の説明をしました。

説明日 年 月 日

【事業者】

事業者名称 医療法人社団ともいき会
代表者氏名 理事長 小牧 卓司
事業所名称 ナースステーションこまき
説明者氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者の家族 又は代理人

住所

本人との続柄

氏名

印